

◎新潟県告示第730号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

| 路線名 | 区間 | 左右の別 | 延長（メートル） |
|----------|---|------|----------|
| 県道高田停車場線 | 上越市本城町字捨堀19番12から 同市東城町二丁目字乙善九郎569番22まで | 右 | 372 |
| | 上越市本城町字南門57番5から 同市東城町二丁目字乙善九郎583番4まで | 左 | 367 |